

介護保険等の住宅改修施工業者様へのお願いと注意事項

草津市役所 介護保険課
長寿いきがい課

草津市のホームページにも掲載しておりますので、ご確認ください。

(トップページ→福祉・健康→介護保険→介護保険住宅改修について)

介護保険が適用になる住宅改修については5つの対象工事 (手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え)、その他これらに付帯する工事がありますが、被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要性を判断しますので、介護保険等の住宅改修の対象とならない場合もあります。

施工業者様は、申請に必要な書類を準備いただき、担当のケアマネジャーに提出をお願いします。

ケアマネジャーは、申請に必要な書類を全て準備いただき、提出をお願いします。

書類に不備がありますと承認できませんので、御注意願います。

★ 注 意 事 項 (ケアマネジャー向け内容：以下※と記載する。)

- ・工事開始は、市から申請者に介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給事前承認通知書が届いてからとなります。
- ・介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給事前承認通知書が届く前に工事を始めてしまうと、給付ができなくなりますので御注意願います。
- ・工事途中で内容が変更になった場合や、部材が変更になった場合等は、速やかに担当のケアマネジャーに連絡してください。
- ・部材や工事箇所の変更等があると、給付の金額が変わりますので、新たに書類の提出が必要となります。
- ・工事内容が本人の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められない箇所については、給付の対象外となります。
- ・変更の連絡が無く工事を済まされた場合、原則、介護保険等の給付ができませんので御注意ください。
- ・見積書、請求書、領収証については、必ず (介護保険による住宅改修のみ：介護保険被保険者本人、高齢者住宅改修費補助金を含む場合：本人もしくは申請者) 名義で統一してください。

①事前申請に必要な書類（準備いただく書類）

○見積書

- ・社印と担当者印をお願いします。
- ・改修箇所（浴室、玄関上がり框等）ごとに、内容別に記載いただき、**平面図、写真共に通し番号を付けて、照合できるようにしてください。**
- ・部材、品番（メーカー名）、寸法等も詳細に記載していただき、改修箇所ごとの施工費（取り付け費等）を計上してください。諸経費、消費税等も適切に区分して記載してください。
- ・経費・項目の中で、**書類作成費、写真代、片付け・清掃費、現場管理費、交通費、断熱材は公費対象外となります。**上記以外にも対象外となる経費や項目がありますので、見積書の修正をお願いすることがあります。
- ・また、介護保険等の適用部分のみ按分していただき、別に記載していただくか、介護保険等（公費支給）の対象分のみでの見積書を提出してください。

○平面図

- ・対象者名（○○○○様邸）と改修箇所を記入した、対象者の動線が分かる間取り図。
- ・例：玄関上がり框の手すり設置箇所（施工箇所の説明と位置の記載）上がり框高350 等
- ・屋外の改修でも、自室からの動線が分かるように記載してください。

○工事箇所の施工前の写真

- ・手すりの設置であれば設置箇所を、段差の解消であれば段差部分にメジャーを当てて、数値の分かるものを用意してください。いずれの写真にも必ず撮影日が分かるように、日付の入るカメラを使用されるか、紙または黒板に日付を記入し、撮影してください。
- ・写真には改修後のイメージ図を入れてください。（手書きでも構いません、テープを貼る場合は見やすいように撮影してください）部分的、全体的に見やすい写真も添付してください。
- ・写真台帳を使用される場合は、A4サイズでお願いします。

○見積もり内容で不明な点は、確認のため連絡させていただきますので、御協力をお願いします。

※住宅改修にかかる承諾書（住宅所有者が本人以外の場合）

②事後申請に必要な書類（工事完了後、準備いただく書類）

○請求書（写しでも可） 社印と担当者印をお願いします。見積書と同金額のもの。

- ・償還払いの場合は改修工事の施工後、改修費用を請求できますが、受領委任払いの場合は、改修工事後、一旦、工事内訳明細の分かる書類を市に提出していただき、市から被保険者に住宅改修費（受領委任払い）の利用者負担額についての事務連絡通知が届いてから請求してください。

○領収書（必ず原本）「介護保険等住宅改修費」と記載の上、工事費内訳書の添付をお願いします。

○施工後の写真 必ず日付入りで、施工前と同じ方向からお願いします。

◎受領委任払いの場合に必要な書類

請求書：総工事金額（10割）および 介護保険の給付金額（総工事金額から被保険者の負担金額を引いた額）、被保険者の負担金額（介護保険負担割合に準じて市で算出）、
領収書：（被保険者の負担金額で工事費内訳書の添付）、施工後の写真（必ず日付入りで、施工前と同じ方向からのもの）、代理受領委任状

※償還払い・受領委任払い共に、振込先口座の通帳のコピー（口座確認のため）

③高齢者住宅改造費補助金について

- ・原則、介護保険の利用が優先となります。
- ・利用に際しては、自立度や所得の制限があり、給付の金額も変わりますので、御注意ください。

④その他

- ・マイナンバー法の施行に伴い、介護保険による住宅改修のみの場合と、高齢者住宅改造費補助金を含む場合とで、申請者が異なりますので御留意ください。
- ・具体的な手続きの流れについては、別紙「住宅改修費 フロー図①（申請～工事の施工）、フロー図②（工事の施工～）償還払いVer.、フロー図③（工事の施工～）受領委任Ver.」を参考にしてください。
- ・その他不明な点がございましたら、草津市役所介護保険課介護保険係、長寿いきがい課高齢者福祉係に確認をお願いします。

介護保険課

介護保険係

長寿いきがい課

高齢者福祉係

Tel 077-561-2369

Tel 077-561-2362